



2021年5月14日

各位

会社名 株式会社 伊予銀行
代表者名 取締役頭取 三好賢治
(コード番号：8385 東証第1部)
問合せ先 常務執行役員総合企画部長 長田 浩
(TEL 089-907-1034)

定款一部変更に関するお知らせ

伊予銀行（頭取 三好賢治）は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月29日開催予定の当行第118期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、相談役および顧問を廃止することに伴い、現行定款第22条に定める相談役および顧問に関する規定を削除し、以下の条数を繰り上げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(注) 下線 表示した箇所が変更部分を示します。

現行定款	変更案
<u>(相談役および顧問)</u> 第22条 取締役会は、その決議によって 相談役、顧問を定めることができる。	(削除) (以下、条数繰り上げ)
第23条～第36条 (記載省略)	第22条～第35条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月29日 (火)
定款変更の効力発生日 2021年6月29日 (火)

以上